

# 盛土規制法について

## (宅地造成及び特定盛土等規制法)

- 1 盛土規制法概要
- 2 盛土規制法施行条例（細則）
- 3 許可不要・規制対象外工事・みなし許可・届出



# 1. 盛土規制法について



## 盛土規制法制定の背景、必要性

### 背景・必要性

#### 盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生  
→ **甚大な人的・物的被害**(令和3年7月)
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**(令和4年3月)

#### 制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制  
→各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**  
(一部の地方公共団体では**条例**を制定して対応)



**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要**

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

# 盛土規制法の概要

## 法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「盛土規制法」 ※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応。

### 1. スキマのない規制

**規制区域** ◆ 都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定

⇒ 市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定  
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定

**規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を 都道府県知事等の許可の対象に  
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

### 3. 責任の所在の明確化

**管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化

**監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令

### 2. 盛土等の安全性の確保

**許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定

**中間検査  
完了検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施

### 4. 実効性のある罰則の措置

**罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化

※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下



## 規制区域のイメージ

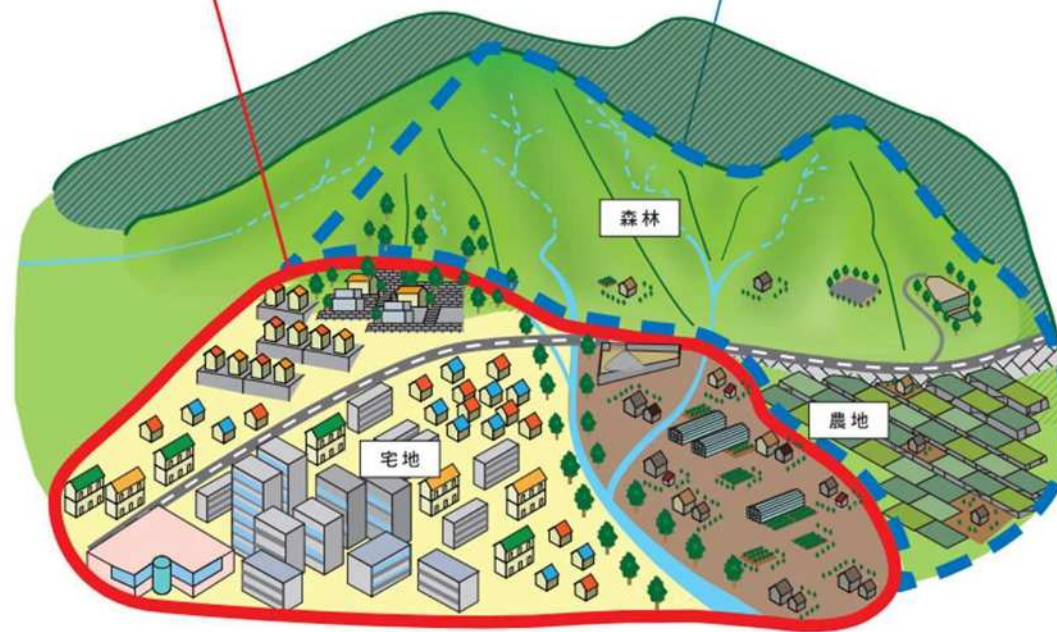
盛土等に伴う災害から人命を守るため、都道府県や市は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。

### 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

### 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



許可対象となる盛土等の規模

**赤文字** 宅地造成等工事規制区域

**青文字** 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが <b>1m超 2m超</b> の崖※を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超 5m超</b> の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2m超 5m超</b> の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが <b>2m超 5m超</b> となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超 3,000㎡超</b> となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

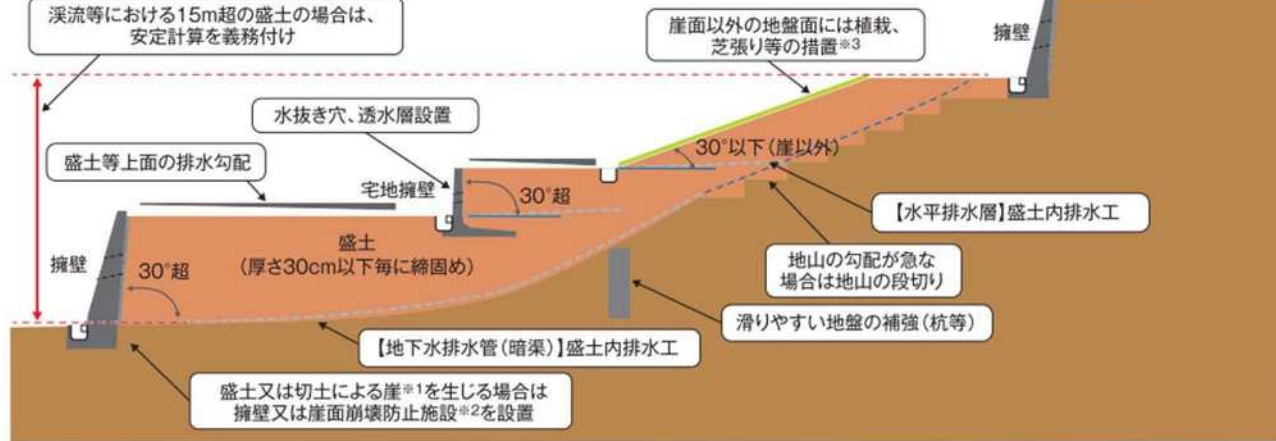
要件	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超 5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超 1,500㎡超</b> となるもの	⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超 3,000㎡超</b> となるもの
イメージ図		

\*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。



土地の形質の変更(盛土・切土)

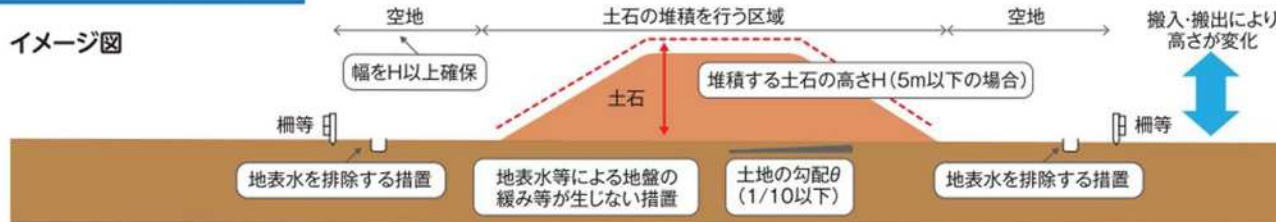
イメージ図(盛土)



※1「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。 ※2 住宅等の建築物を建築する地盤には崖面崩壊防止施設(鋼製枠工等)は設置できません。 ※3 道路の路面の部分その他の植栽、芝張り等の措置の必要がないことが明らかな地盤面を除きます。  
 \*具体的には都道府県知事等が定める許可基準や「盛土等防災マニュアル」をご確認ください。

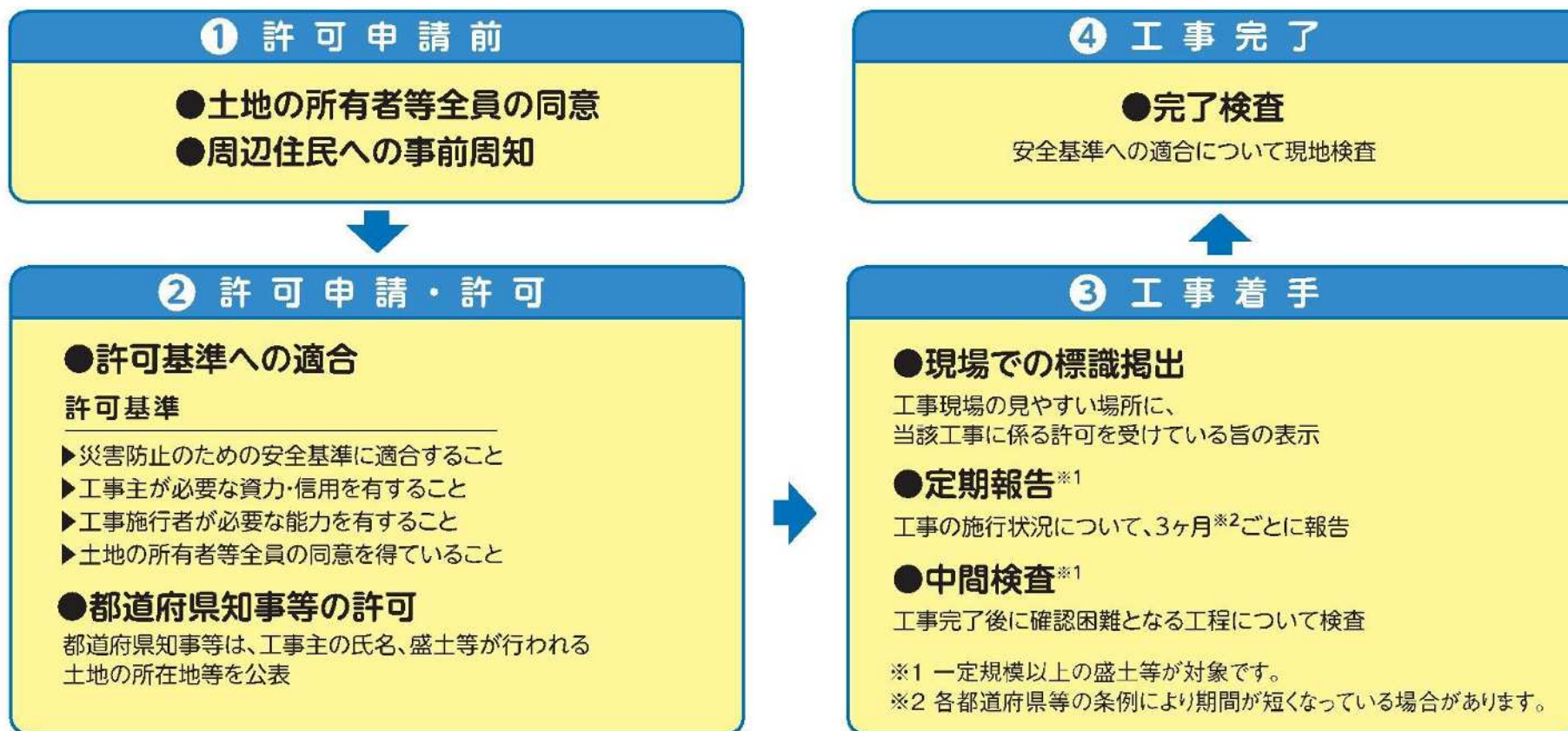
一時的な土石の堆積

イメージ図



※堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地が必要です。 ※上記は技術的基準を満たす堆積方法の一例であり、施設を設置すること等により空地の確保が不要となる場合もあります。 \*具体的には都道府県知事等が定める許可基準や「盛土等防災マニュアル」をご確認ください。





**注意** 規制区域の指定日に、現に盛土・切土や一時的な土石の堆積など規制対象となる工事を行っている場合は、許可は不要ですが、指定日から21日以内に都道府県等に工事内容を届出することが必要です。





## 2. 盛土規制法施行条例

盛土規制法施行細則

規制区域 (案)



## 施行条例案・施行細則案の概要

盛土規制法からの委任事項や法執行に必要な手続きを規定

区分		規定方針	具体的な内容・理由
条例への委任事項	特定盛土等規制区域の許可対象規模	施行条例に規定	宅地造成等工事規制区域と同じ規模に引下げ
	中間検査	規定しない	必要に応じて、立入検査で対応可能
	定期報告		必要に応じて、報告徴収で対応可能
	報告事項	施行条例に規定	災害防止のために追加
法執行に必要な手続き			着手届、廃止届等の手続きを追加
規則への委任事項	技術的基準の付加・強化等	施行細則に規定	類似法令の水準を踏まえて基準を補完
	添付書類の追加		審査基準の確認に必要な書類を追加
	住民への周知	規定しない	法規定の手段で十分対応が可能なため
	災害発生のおそれのない工事		許可不要とする盛土等の厚さ (現行の盛土条例と同じ30 c m)



# 特盛区域の許可対象規模の引下げ

条例に規定

熱海市の土石流災害を踏まえ、特定盛土等規制区域に不適切な盛土等が集中しないよう、許可の対象となる盛土等の規模を、宅地造成等工事規制区域と同一の規模まで引下げ

## 許可対象となる盛土等の規模

### <宅地造成・特定盛土等>

宅地を造成するための盛上・切上、残上処分場における盛上・切上 等

規模	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①②を除く)	④盛土で高さが2m超となるもの(①③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が、500㎡超となるもの(①②③④を除く)
イメージ					

(注意) 「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のもの

### <土石の堆積>

土石のストックヤードにおける仮置き 等

規模	⑥最大時に堆積する高さが2m超、かつ面積が300㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ		



## 定期報告事項の追加

条例に規定

盛土等の安全性を確保するため、定期報告における報告事項を追加

区分	報告事項	追加理由
法定	土地の所在地	—
	許可年月日及び許可番号	
	前回の報告年月日	
	盛土又は切土の高さ	
	盛土又は切土の面積	
	盛土又は切土の土量	
	擁壁等の工事の施行状況（宅地造成・特定盛土等の場合）	
	新たに堆積又は除去された土石の土量（土石の堆積の場合）	
追加事項	報告に係る期間中に盛土に用いた土石の性質	盛土材料が適切に品質管理されていることを確認
	報告に係る期間中に盛土に用いた土石の発生場所（名称・所在地、管理者の氏名・住所）ごとの数量	
	報告の時点における工事の施行中の災害の防止のため必要な措置の状況	工事施行中の災害発生を防止する施設（防災調整池や仮設排水路等）が適正に設置・管理されていることを確認





## 法執行に必要な手続等の追加

条例に規定

盛土規制法の執行に必要な手続きを追加

### 【下表における「届出を行った工事」に該当するもの】

- ア 規制区域指定の際、規制区域内で行われている宅地造成等に関する工事の届出
- イ 擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする場合の届出

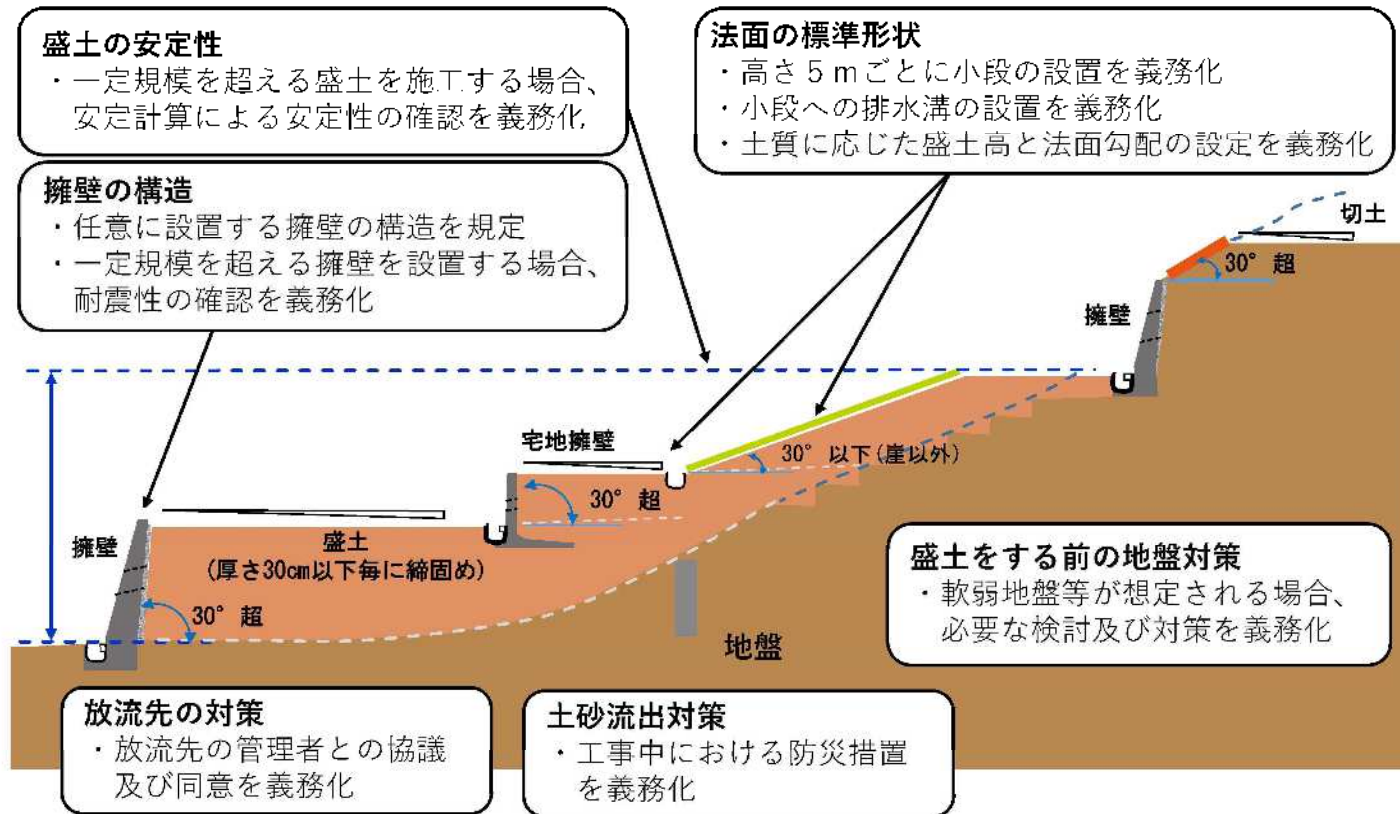
区 分	手続きが必要となる場合
①着手届	許可を受けて工事に着手したとき
②変更届	届出を行った工事について、届出事項に変更があった場合
③完了届	届出を行った工事について、工事が完了した場合
④廃止届等	許可を受けた工事・届出を行った工事について、廃止・休止・再開をしたとき (廃止又は休止をしようとする場合は、事前に知事の承認を受けた安全上の措置が必要)
⑤地位の承継	許可を受けた者について一般承継(相続・法人合併等)があった場合(届出)



# 技術的基準の付加・強化等

細則に規定

- 災害防止のため、技術的基準を付加・強化
- 災害の防止上支障がないと認められた土地において、擁壁又は崖面崩壊防止施設の設置に代えて、取ることができる措置を規定（石積み工、編柵工、筋工又は積苗工等）



# 添付書類の追加

細則に規定

審査（防災措置、資力・信用・能力等）や土地権利関係の確認に必要な書類を追加

区分		添付書類
図面関係	法定	図面（位置図、地形図、土地の平面図、土地の断面図、排水施設の平面図、崖の断面図、擁壁の断面図、擁壁の背面図、崖面崩壊防止施設の断面図、崖面崩壊防止施設の背面図）
		構造計算書（擁壁、崖面崩壊防止施設、土石崩壊・土石流防止構造物）
		安定計算書（盛土）
		設計者の資格に係る書類（高さ5m超の擁壁、面積1,500㎡超の排水施設）
追加事項	求積図	
	工程表	
	排水施設流量計算書、防災計画平面図、防災施設構造図、防災施設構造計算書	
土地権利関係	法定	土地所有者等の同意を証する書類
	追加事項	土地登記簿謄本、公図の写し
資力・信用・能力関係	法定	申請者の証明書類（住民票の写し又は法人登記事項証明書等）
		資金計画書
	追加事項	盛土等に要する資金に係る預金残高証明書、資金借入又は融資証明書、直近3年間の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、個別注記表）、納税証明書（個人は所得税、法人は法人税）
		申請者の信用に関する申告書 工事施行者の施行能力を証する書類、住民票の写し又は法人登記事項証明書等
その他	法定	土地付近状況写真
		周辺地域住民へ周知を講じたことを証する書類

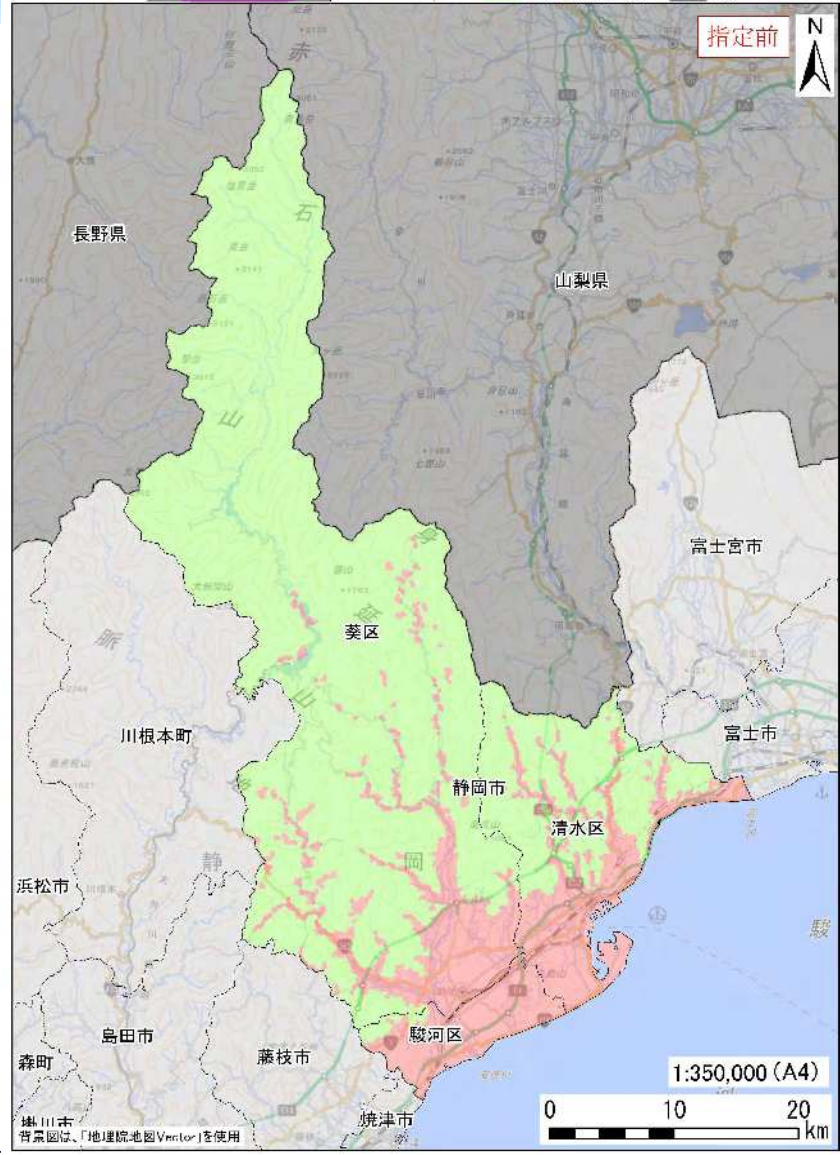
(注) 下線部は宅地造成・特定盛土等の許可申請の場合のみ必要



盛土規制法の規制区域案 静岡市

凡例

赤	谷地造成等規制区域	白	他都市	黒	行政界
緑	特定盛土等規制区域	黒	他県		





3. 許可対象規模  
規制対象外・許可不要工事  
許可の特例  
届出（運用開始時 着手済工事）



# 許可の対象

## 許可対象となる盛土等の規模

### < 宅地造成・特定盛土等 >

宅地を造成するための盛土・切土、残土処分場における盛土・切土 等

規模	①盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖を生ずるもの(①②を除く)	④盛土で高さが2 m超となるもの(①③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が、500㎡超となるもの(①②③④を除く)
イメージ					

(注意) 「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のもの

### < 土石の堆積 >

土石のストックヤードにおける仮置き 等

規模	⑥最大時に堆積する高さが2 m超、かつ面積が300㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ		



# 規制の対象外

## (1) 規制対象外の土地 (法第2条より)

盛土規制法における土地の区分 【法律第2条関係】

宅地	(農地等及び公共施設用地以外の土地)	盛土規制法の規制対象
農地等	(農地、採草放牧地及び森林)	
公共施設用地	(道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地)	盛土規制法の規制対象外

公共施設用地（公共施設の用に供されることが決定している土地を含む。）で盛土等を行う場合は法規制の対象とはなりません。

<公共施設用地>

- 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
  - 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地、緑地、広場、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- ※公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地以外で盛土等を行う工事は、本法の規制の対象となります。

## (2) 規制対象外の行為 (施行通知より)

土地利用のために土地の形質を維持する行為（例えば、通常の営農行為の範疇にある耕起等や、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等）については、法規制の対象とはなりません。

<通常の営農行為>

- 通常の生産活動
  - ほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設・補修・除去、表土の補充であって、その前後の土地の地盤面の標高差が30cm又は県規則で定める値
  - 暗きょ排水の新設及び改修
- ※ほ場の大区画化・均平、田畑転換や農業用施設用地の整備等、土地の形質の変更に該当する場合は、法規制の対象となる。

※ 農業委員会の意見を聞く等により地域の実情や実態を踏まえて判断することとされている。



# 許可不要工事①

## 盛土規制法の許可不要工事 【法律第12条関係】

・災害の発生のおそれがないと認められる工事は、許可の対象から除外

○宅地造成等、特定盛土等、土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして**政令で定める工事については許可不要**

### 【政令第5条】

- ア 鉱山保安法13条1項の規定による届出（特定施設の設置等の工事計画の届出）をした者が行う当該届出に係る工事
- イ 鉱山保安法36条（施設の使用停止等の命令）、37条（侵掘した場所の閉鎖等の命令）、39条1項（鉱害防止の設備の命令）、48条1項又は2項（鉱務監督官の命令）の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- ウ 鉱業法63条1項の規定による届出（一般試掘権者の施業案の届出）をした者が行う当該届出に係る施業案の実施に係る工事
- エ 鉱業法63条2項（87条において準用する場合を含む。）の規定による認可（一般採掘権者の施業案の認可）を受けた者が行う当該認可に係る施業案の実施に係る工事
- オ 鉱業法63条の2第1項の規定による認可（鉱業権者の施業案の認可）を受けた者（63条の3の規定により認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該認可に係る施業案の実施に係る工事
- カ 鉱業法63条の2第2項の規定による認可（採掘権者の施業案の認可）を受けた者（63条の3の規定により認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該認可に係る施業案の実施に係る工事
- キ 採石法33条又は33条の5第1項の規定による認可（採取計画の認可、変更の認可）を受けた者が行う当該認可に係る工事
- ク 採石法33条の13（緊急措置命令等）又は33条の17（災害防止命令）の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- ケ 砂利採取法16条又は20条1項の規定による認可（採取計画の認可、変更の認可）を受けた者が行う当該認可に係る工事
- コ 砂利採取法23条の規定による都道府県知事又は河川管理者の命令（緊急措置命令等）を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- サ アからコまでに掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として**主務省令で定めるもの**





## 許可不要工事②

### <災害の発生のおそれがないと認められる工事> 省令第8条より

- ① 土地改良法2条2項に規定する土地改良事業に係る工事
- ② 土地改良法15条2項に規定する事業（土地改良事業に附帯する事業）に係る工事
- ③ 土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- ④ 火薬類取締法3条若しくは10条1項の許可を受け、又は10条2項の届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事
- ⑤ 火薬類取締法12条1項の許可を受け、又は12条2項の届出（火薬庫の許可、軽微変更の届出）をした者が行う当該許可又は届出に係る工事
- ⑥ 火薬類取締法27条1項の許可（廃棄の許可）を受けた者が行う当該許可に係る工事
- ⑦ 家畜伝染病予防法21条1項又は4項（同法46条1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事
- ⑧ 家畜伝染病予防法23条1項又は3項（同法46条1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- ⑨ 廃掃法7条6項若しくは14条6項の許可（処分業の許可）を受けた者又は市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可又は委託に係る工事
- ⑩ 廃掃法8条1項、9条1項、15条1項又は15条の2の第6第1項の許可（廃棄物処理施設の許可）を受けた者が行う当該許可に係る工事
- ⑪ 土壌汚染対策法16条1項の規定による届出（汚染土壌の搬出時の届出）をした者が行う当該届出に係る工事
- ⑫ 土壌汚染対策法22条1項又は23条1項の許可（汚染土壌処理業の許可、変更許可）を受けた者が行う当該許可に係る工事
- ⑬ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法15条又は19条の規定による廃棄物の保管又は処分に係る工事
- ⑭ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法17条2項（同法18条5項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管に係る工事
- ⑮ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法30条1項又は38条1項の規定による除染土壌の保管又は処分に係る工事
- ⑯ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法31条1項又は39条1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- ⑰ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- ⑱ 国、地方公共団体又は一定の法人（地方住宅供給公社、土壌開発公社、日本水道事業団、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構、（独）水資源機構、（独）都市再生機構）が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- ⑲ 施行令3条5号（面積500㎡超）の盛土又は切土に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cm（都道府県が規則で別に定める場合にあつてはその値）を超えない盛土又は切土をするもの
- ⑳ 土石の堆積に関する工事のうち、次に掲げるもの
  - (1) 施行令4条1号（高さ2m超）の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの
  - (2) 施行令4条2号（面積500㎡超）の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cm（都道府県が規則で定める場合にあつてはその値）を超えないもの
  - (3) 工事の施行に付随して行われるものであつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの



## 都市計画法の許可の特例について（盛土規制法の許可みなし）

### （１）概要

- これまでの宅地造成等規制法では、都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる宅地造成について、法第8条の許可が不要とされてきたところである。
- 今回の法改正により、**盛土規制法の許可を受けたものとみなされる**ことになった。
- これにより、許可後の手続き及び規制については、都市計画法の規定のみならず、盛土規制法の規定も適用されることから、都市計画法所管部署との運用等の調整を行う必要がある。

### （２）都市計画法と盛土規制法

都市計画法の開発行為のうち、宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域における宅地造成及び特定盛土等である場合の主な取扱いは以下のとおり

- （１）許可不要から許可みなしに変更  
これまでの許可不要から許可みなしに（許可と完了検査のみみなし）
- （２）新たな規定  
盛土規制法の規定による**中間検査や定期報告が必要**となり、完了後においても**保全義務等の対象**に
- （３）技術的基準への適合  
都市計画法の規定により**盛土規制法の技術的基準への適合が必要**
- （４）是正措置及び罰則の適用  
これまでは都市計画法の是正措置と罰則のみが適用されたが、**盛土規制法の是正措置と罰則も適用**

（対象規模）

行為	中間検査・定期報告を要する規模	中間検査	定期報告
宅地造成 又は 特定盛土等	①盛土で高さ <b>2m</b> 超の崖 ②切土で高さ <b>5m</b> 超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ <b>5m</b> 超の崖(①②を除く) ④盛土で高さ <b>5m</b> 超(①③を除く) ⑤盛土又は切土の面積 <b>3,000m<sup>2</sup></b> 超(①～④を除く)	○ 地下水排除工（暗渠排水管） を設置する工程	○ 3ヶ月毎
土石の堆積	①堆積の高さ <b>5m</b> 超かつ面積 <b>1,500m<sup>2</sup></b> 超 ②堆積の面積 <b>3,000m<sup>2</sup></b> 超		



令和7年5月26日の規制区域指定時点で施行中の工事について  
届出が必要です！



<静岡市は令和7年5月26日から、盛土規制法による規制が開始されます>

1. 盛土規制法に基づく工事等の届出について

令和7年5月25日以前に工事着手し、運用開始以降も以下の盛土等を行う場合については  
工事主は、**運用開始から21日以内(令和7年6月16日まで)**に宅地造成及び特定盛土等規制  
法(盛土規制法)第21条第1項、又は第40条第1項に基づく盛土等に関する届出が必要です。

2. 届出対象となる工事の規模

■ 土地の形質の変更(盛土・切土)		
① 盛土で高さ1m超の 崖*を生ずるもの	② 切土で高さ2m超の 崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い高さ 2m超の崖を生ずるもの
④ 盛土の高さが2m超となるもの (①、③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の 面積が500㎡超となるもの	
		※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で 硬岩盤(風化の著しいものを除く) 以外のもの
○平地の範囲は土地の勾配1/10以下		

■ 土石の堆積	
⑥ 最大時に堆積する高さ2m超かつ 面積300㎡超となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超 となるもの

※ ⑥又は⑦の面積について、高さが30cmを超えない面積は含みません。

3. 届出に必要な書類

\* 作成中 \*

4. 規制開始前後に工事を行う場合の取扱い

該当工事	イメージ 規制区域指定日 (令和7年5月26日)	取扱い	
		許可	届出
1 規制区域指定日以後に 着手される工事(下の 3の許可の取得がない 場合)		○ 工事着手までに盛 土規制法の許可が 必要	×
2 規制区域指定日より前 にすでに着手されてい る工事		×	○ 規制区域指定日から 21日以内(令和 7年6月16日まで) に届出が必要
3 規制区域指定日以後に 都市計画法の開発許可 を取得して着手される 工事		×	×

※ 規制区域指定日より前に都市計画法の開発許可を取得済みの工事は上の1又は2に該当します。

<工事の着手の判断>

- ・工事現場において、設計図書と照合して行う最初のくい打ちが行われているもの
- ・本体工事の準備段階で行われる準備工(起工測量による位置出し、丁張りの設置など  
本体工事を行う前提で行われるのものに限る。)に着手されているもの

<お問い合わせ先>

静岡市 都市局 都市計画部 開発審査課 盛土対策係  
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号  
電話:054-221-1591  
電話受付時間:8時30分~17時15分(土曜日、日曜日、祝日、休日を除く)



## 盛土規制法施行スケジュール

